四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ニ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

［ホ～ト　略］

［五　略］

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

［ニ・ホ　略］

［二～四　略］

第十二条　法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）　次に掲げる情報

［イ～チ　略］

リ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ヌ～ヨ　［略］

二　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～ト　略］

チ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

リ～ワ　［略］

［三　略］

四　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～チ　略］

リ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ヌ～カ　［略］

［五　略］

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

ハ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ニ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

［ホ～ト　同上］

［五　同上］

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

ロ　当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ハ　当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

［ニ・ホ　同上］

［二～四　同上］

第十二条　法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）　次に掲げる情報

［イ～チ　同上］

［新設］

リ～カ　［同上］

二　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～ト　同上］

［新設］

チ～ヲ　［同上］

［三　同上］

四　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［イ～チ　同上］

［新設］

リ～ワ　［同上］

［五　同上］